

林野火災警報・注意報

令和8年4月1日運用開始

林野火災が発生しやすい、また、林野火災が発生した際の被害が大きくなりやすい気象条件等になったときには、林野火災注意報又は林野火災警報が発令されます。

林野火災注意報の発令基準

以下の①又は②のいずれかの条件に該当し、林野火災の予防上注意を要すると認めるとき。

①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ
前30日間の合計降水量が30mm以下のとき

②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ
乾燥注意報が発表されたとき

※ただし、当日に降水が見込まれるとき及び積雪があるときは発令しない。

林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に該当しているとき強風注意報が発表され、林野火災の予防上警戒を要すると認めるとき。

※ただし、当日に降水が見込まれるとき及び積雪があるときは発令しない。

発令期間

発令対象期間は1月から5月

※ただし、管理者が林野火災の予防上で必要があると認めるときは、この限りでない。

「火の使用の制限」について

- ①山林、原野において火入れをしないこと。
- ②煙火（花火など）を消費しないこと。
- ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤山林、原野等の場所で、喫煙しないこと。
- ⑥残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。

林野火災警報・注意報発令時に「火の使用の制限」の対象となる区域

森林法の規定により岡山県知事が作成する地域森林計画に定める森林の区域、及び森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画に定める森林の区域とする。

※対象区域は、井原地区消防組合のホームページで確認することができます。

林野火災警報・注意報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して**30万円以下の罰金または拘留に処する**ことが消防法で定められています。

林野火災注意報及び林野火災警報を発令したときは、井原地区消防組合のホームページ及びテレホンサービスにてお知らせします。

テレホンサービス：0866-62-8119

ホームページURL：<https://www.city.ibara.okayama.jp/site/ibarasyoubou/>



ホームページQRコード

令和8年4月1日から

**「たき火」を実施する場合は
事前に消防署への届出が必要です。**

井原地区消防組合火災予防条例により消防署への届出が義務付けられている「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」について、たき火を含むことが明確に示されました。

「たき火」に該当すると考えられる行為イメージ（届出が必要）



「たき火」に該当しないと考えられる行為イメージ（届出不要）



届出様式については、井原地区消防組合のホームページ内「様式ダウンロード」のサイトから「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する行為の届出書」をダウンロードしていただくか最寄りの消防署（出張所・分駐所）でお受け取りください。



火災とまぎらわしい行為の届出
様式ダウンロードページ

URL: <https://www.city.ibara.okayama.jp/site/ibarasoubou/2912.html>

※届出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。

井原地区消防組合消防本部 予防課

TEL: 0866-62-9402 FAX: 0866-62-9404

E-mail: yobou@city.ibara.lg.jp

井原消防署 TEL. 0866-62-9119

矢掛出張所 TEL. 0866-82-3000

美星分駐所 TEL. 0866-87-2001

芳井分駐所 TEL. 0866-72-1100